

省エネ法に基づく建築物調査員講習テキスト ★正誤表★

2010/7/16

ページ	訂正部分	訂正前	訂正後
目次	2.2.2	建築物の省エネルギー基準 平成20年改正の概要	建築物の省エネルギー基準 平成21年改正の概要
	2.3.2	住宅の省エネルギー基準 平成20年改正の概要	住宅の省エネルギー基準 平成21年改正の概要
	3.7.3	空気調和設備以外の換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備
	参考資料 関係条文等 下から6行目	■平21国交告示第2号	■平21経産・国交告示第2号
P.6	3行目	従前は「工湯・事業場」	従前は「工場・事業場」
P.7	図1.1.1省エネ法の構成の住宅・建築物の部分	3) 登録建築物調査機関、調査員、登録建築物講習機関	3) 登録建築物調査機関、調査員、登録講習機関
P.9	図1.2.1 省エネ法第5章の体系 (下図参照)	住宅－第二種特定建築物－定期報告－勧告	削除
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;">訂正前</div> <div style="width: 70%;"> </div> </div>		
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;">訂正後</div> <div style="width: 70%;"> </div> </div>		
P.16	9行目	職員は公務員とみなされ守秘義務が課せられます。	職員は守秘義務が課せられます。
P.17	図1.2.5 「内容」 2行目	建築物調査体制のい確立	建築物調査体制の確立
P.24	(2) 8行目	6 昇降機設備に係る	6 昇降機に係る
P.28	⑤	⑤ エレベーター設備	⑤ 昇降機
P.29	8行目	使用時間や使用方法に応じた値を必ずしも用いていません。	使用時間や使用方法に応じた値を用いていません。
P.30	図2.2.1 1	1 建築物の外壁、窓等を通じての熱の損失の防止	1 建築物の外壁、窓等を通じての熱の損失の防止
	図2.2.1 6	6 エレベーター設備に係るエネルギーの効率的利用	6 昇降機に係るエネルギーの効率的利用
P.31	1行目	建築物の省エネルギー基準 平成20年改正の概要	建築物の省エネルギー基準 平成21年改正の概要
P.39	表2.2.3 6 昇降機 表下部	□補正点 70	□補正点 80
	(2) ⑤	⑤ エレベーター設備	⑤ 昇降機
P.41	図2.2.1 左側、最下部	エレベーター設備	昇降機

省エネ法に基づく建築物調査員講習テキスト ★正誤表★

2010/7/16

ページ	訂正部分	訂正前	訂正後
P.43	4行目	の値（＝年間 <u>冷暖房</u> 負荷：	の値（＝年間 <u>暖冷房</u> 負荷：
P.44	表2.3.3（ホ）①(ii)	換気又は <u>湿気</u> によって輸送	換気又は <u>漏気</u> によって輸送
	表2.3.3（ホ）②(i)	換気又は <u>湿気</u> によって輸送	換気又は <u>漏気</u> によって輸送
P.45	表2.3.4 注	※平成 <u>20</u> 年の改正によって	※平成 <u>21</u> 年の改正によって
	2行目	屋根等について計算し合計したものの <u>合計</u> を住宅床面積	屋根等について計算し合計したものを住宅床面積
P.47	1行目	住宅の省エネルギー基準 平成 <u>20</u> 年改正の概要	住宅の省エネルギー基準 平成 <u>21</u> 年改正の概要
	3行目	平成 <u>20</u> 年に改正された住宅の省エネルギー基準は、	平成 <u>21</u> 年に改正された住宅の省エネルギー基準は、
P.50	図2.3.3 1	1 住宅の外壁、窓等を通じたの熱の損失の防止	1 住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止
	図2.3.3 6	6 <u>エレベーター設備</u> に係るエネルギーの効率的利用	6 <u>昇降機</u> に係るエネルギーの効率的利用
P.55	⑥ 6行目	断熱材の施工、 <u>通気止め</u> 、	断熱材の施工、 <u>気流止め</u> 、
P.67	上から8行目	「建築物の外壁、窓等を通じての熱の損失の防止及び	「建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び
	下から4行目	「住宅に係る建築主等及び	「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び
P.70	表3.2.2 全体の1/2以上の改修等 壁	壁の面積が <u>屋根</u> 全体の1/2以上	壁の面積が <u>壁</u> 全体の1/2以上
	表3.2.2 全体の1/2以上の改修等 床	床の面積が <u>屋根</u> 全体の1/2以上	床の面積が <u>床</u> 全体の1/2以上
P.79	①報告項目 4行目	省エネ措置の届出に <u>おいて</u>	省エネ措置の届出に <u>ついて</u>
P.92	図3.7.6 グラフの縦軸	<u>消費電力</u>	<u>冷房負荷</u>
	図3.7.6 グラフの横軸	(空白)	<u>時刻</u>
P.96	②維持保全基準 表「維持管理方法」 2項目	送風機の <u>流量</u> 制御が	送風機の <u>風量</u> 制御が
	②維持保全基準 3行目	送風機の <u>流量</u> が変化している	送風機の <u>風量</u> が変化している
P.98	③調査方法 表「調査内容」 2行目	<u>変流量</u> 制御が	<u>変風量</u> 制御が
P.104	下から8行目	(3) その他、維持保全状況を確認すべき項目	(4) その他、維持保全状況を確認すべき項目
P.109	2行目	(1) 空気調和設備設備以外の <u>換気</u> 換気設備の維持保全	(1) 空気調和設備以外の <u>機械</u> 換気設備の維持保全

省エネ法に基づく建築物調査員講習テキスト ★正誤表★

2010/7/16

ページ	訂正部分	訂正前	訂正後
P.114	②維持保全基準	b) インバーター方式 c) ポールチェンジ方式 d) 台数制御方式 e) ON/OFF制御方式	a) インバーター方式 b) ポールチェンジ方式 c) 台数制御方式 d) ON/OFF制御方式
P.115	(1) 下から2行目	なお、 <u>判断基準値</u> の適用は、	なお、 <u>省エネ評価基準</u> の適用は、
P.134	2)-①最終行	停止状態にお <u>る</u> ことを	停止状態に <u>ある</u> ことを
		その調査の報告が <u>求め</u> られています。	その調査の報告が <u>求め</u> られています。
P.147	②維持保全基準 表「維持管理方法」 ③調査項目 表「調査内容」	前年度と比較して30%未満であること	前年度と比較して <u>変動率</u> 30%未満であること
	③調査方法 2行目	較して、30%未満であること	較して、 <u>変動率</u> 30%未満であること
P.219	1-5 (2) 表 寒冷地域の項目の2つ目	(空白)	<u>ガラスの種類</u>
P.246	表、上から1行目最右列	貫流率の基準	<u>熱貫流率</u> の基準
	表、上から2行目最右列	熱地域の区分	地域の区分
	表、上から5行目最右列 (内断熱・壁・VI地域)	<u>0.75</u>	<u>1.59</u>
	表、上から7行目右から 2列目(内断熱・その他の 床・V地域)	<u>0.37</u>	<u>0.53</u>
P.249	表、最右列上から1行目	熱地域の区分	地域の区分